ホ　「第二部　管理資産情報」の「第１　管理資産の状況」の「６　投資リスク」
ヘ　「第二部　管理資産情報」の「第２　管理資産の経理状況」の「１　主な資産の内容」、「２　主な損益の内容」及び「３　収入金（又は損失金）の処理」
ト　「第二部　管理資産情報」のうち、イからヘまでに掲げる項目以外の項目であって、届出書提出外国会社が公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものと認める項目
四　第五号の五様式　次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項
イ　「第二部　特定信託財産情報」の「第１　特定信託財産の状況」の「２　特定信託財産を構成する資産の概要」
ロ　「第二部　特定信託財産情報」の「第１　特定信託財産の状況」の「３　特定信託財産の流動化の仕組み」の「(1)　特定信託財産の流動化の概要」
ハ　「第二部　特定信託財産情報」の「第１　特定信託財産の状況」の「５　投資リスク」
ニ　「第二部　特定信託財産情報」の「第１　特定信託財産の状況」の「６　財務書類」の「(1)　貸借対照表」、「(2)　損益計算書」及び「(3)　利益処分計算書（又は損失処理計算書）」
ホ　「第二部　特定信託財産情報」の「第１　特定信託財産の状況」の「７　証券所有者に関する事項」の「(2)　課税上の取扱い」
ヘ　「第二部　特定信託財産情報」のうち、イからホまでに掲げる項目以外の項目であって、届出書提出外国会社が公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものと認める項目
五　第六号の三様式　次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項
イ　「第二部　信託財産情報」の「第１　信託財産の状況」の「２　信託財産を構成する資産の概要」
ロ　「第二部　信託財産情報」の「第１　信託財産の状況」の「３　信託の仕組み」の「(1)　信託の概要」の「①　信託の基本的仕組み」
ハ　「第二部　信託財産情報」の「第１　信託財産の状況」の「５　投資リスク」
ニ　「第二部　信託財産情報」の「第１　信託財産の状況」の「６　財務書類」
ホ　「第二部　信託財産情報」の「第１　信託財産の状況」の「７　証券所有者に関する事項」の「(2)　課税上の取扱い」
ヘ　「第二部　信託財産情報」のうち、イからホまでに掲げる項目以外の項目であって、届出書提出外国会社が公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものと認める項目
六　第六号の四様式　次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項
イ　「第二部　原資産情報」の「第１　抵当権の状況」の「２　貸付債権の概要」及び「３　外国抵当証券保有者の権利」の「(2)　課税上の取扱い」
ロ　「第二部　原資産情報」の「第２　外国抵当証券の目的財産の概況」の「１　外国抵当証券の目的財産の概要」
ハ　「第二部　原資産情報」の「第３　リスク情報」
ニ　「第三部　特別情報」の「第１　発行者の経理状況」及び「第２　貸付債権に係る債務者の経理の概況」
ホ　「第二部　原資産情報」及び「第三部　特別情報」のうち、イからニまでに掲げる項目以外の項目であって、届出書提出外国会社が公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものと認める項目
七　第六号の六様式　次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項
イ　「第二部　発行者情報」の「第１　外国組合等の状況」の「１　外国組合等の概況」の「(1)　主要な経営指標等の推移」及び「(4)　外国組合等の仕組み」
ロ　「第二部　発行者情報」の「第１　外国組合等の状況」の「２　投資方針」
ハ　「第二部　発行者情報」の「第１　外国組合等の状況」の「３　投資リスク」
ニ　「第二部　発行者情報」の「第１　外国組合等の状況」の「４　手数料等及び税金」
ホ　「第二部　発行者情報」のうち、イからニまでに掲げる項目以外の項目であって、届出書提出外国会社が公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものと認める項目

3　法第五条第七項に規定する書類に記載されていない事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、前項各号に掲げる様式による有価証券届出書に記載すべき事項であって、当該書類に記載されていない事項（次項第一号において「不記載事項」という。）のうち、前項各号に定める事項を日本語又は英語によって記載したもの（当該事項を英語によって記載したものである場合は、当該事項の要約の日本語による翻訳文を添付すること。）とする。

4　法第五条第七項に規定するその他内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一　不記載事項（第二項各号に定める事項を除く。）を日本語又は英語によって記載したもの
二　第二項各号に掲げる様式による有価証券届出書に記載すべき事項と当該事項に相当する外国会社届出書との対照表

第十二条第一項中「第五条第六項」を「第五条第十項」に改め、同項第二号中「及び」を「又は」に改め、同号イ及びロ並びに第三号イ及びロ中「掲げる」を「定める」に改め、同号ニ中「の各号」を削り、同項第四号中「掲げる」を「定める」に改め、同項第五号中「除く。）」の下に「又は外国会社届出書」を加え、同号イ並びに同項第六号イからハまで、第七号イからハまで及び第八号中「掲げる」を「定める」に改め、同条第二項中「掲げる」を「定める」に、「訳文」を「日本語による翻訳文」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第十一条の二第二項第二号の二に規定する外国会社報告書を提出した発行者が第四号の四の二様式又は第五号様式により作成した有価証券届出書を提出する場合及び同項第五号に規定する外国会社報告書を提出した発行者が第五号の三の二様式又は第五号の三の三様式により作成した有価証券届出書を提出する場合並びに外国会社届出書を提出する場合であって前項各号に定める書類が日本語又は英語をもって記載したものでないときは、その日本語又は英語による翻訳文を付さなければならない。

第十三条中「第七条」を「第七条第１項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（外国会社訂正届出書の提出要件）

第十三条の二　法第七条第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。次条第二項において同じ。）において準用する法第五条第六項に規定する内閣府令で定める場合は、届出書提出外国会社が訂正届出書に代えて外国において開示（同項第二号に規定する外国において開示をいう。第二十七条の八及び第二十八条の四において同じ。）が行われている当該訂正届出書に類する書類であって英語で記載されたもの（次条第一項において「外国会社訂正届出書」という。）を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

（外国会社訂正届出書の提出等）

第十三条の三　第十一条の五の規定は、届出書提出外国会社が外国会社訂正届出書を提出する場合について準用する。

2　法第七条第二項において準用する法第五条第七項に規定するその他内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項を日本語によって記載したものとする。
一　訂正の対象となる外国会社届出書及びその補足書類の提出日
二　訂正の理由
三　訂正の箇所及びその内容
第十五条第四号に次のように加える。
ニ　外国会社届出書及びその補足書類の記載事項のうち、イに定める事項に相当する事項
第十五条第六号を次のように改める。
六　外国資産流動化証券
イ　第五号の三様式第一部から第三部までに掲げる事項
ロ　外国会社届出書及びその補足書類の記載事項のうち、イに定める事項に相当する事項
第十五条第八号を次のように改める。
八　外国資産信託流動化受益証券
イ　第五号の五様式第一部から第三部までに掲げる事項
ロ　外国会社届出書及びその補足書類の記載事項のうち、イに定める事項に相当する事項